

県北広域振興局長告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和5年12月22日

県北広域振興局長 坊 良 英 樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 二戸停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市石切所字枋ノ木63番73地先から65番6地先まで	新	m 72.1~19.0	m 99.0
二戸市石切所字枋ノ木63番66地先から65番6地先まで	旧	64.6~16.5	70.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター
- (2) 期間 令和5年12月22日から令和6年1月22日まで